

発議案第17号

G X脱炭素電源法の廃止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月16日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	伊原 忠
賛成者	八千代市議会議員	堀口 明子
	同	飯川 英樹
	同	三田 登

提案理由

国に対し、GX脱炭素電源法の廃止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

G X脱炭素電源法の廃止を求める意見書

原子力発電所の60年超の運転を可能にするなど、原発回帰に大転換するGX脱炭素電源法（原発推進等5法）は、国民の疑問や不安に答えることなく、国会審議が不十分なまま成立した。

原子力基本法等の5つの法律の改正案を束ねた手法は、「法改正の中身を分かりにくくすることを政府が意図したもの」であり、「国民は原発推進に重きを置くことに納得していない」、「国民を無視して政策転換をする政府の姿勢は許されない」など、抗議の声が上がっている。

これらの法律は、脱炭素を口実に原発を最大限活用し、その利用を将来にわたり固定化、永続化するものであり、国による「原子力産業救済法」にほかならないものである。

また、福島第一原子力発電所事故の反省と教訓から生まれた「原発運転期間の原則」、「推進と規制の分離」は踏みにじられ、運転期間の認可権限が原子力規制委員会から原発推進の経済産業省に移されることで、認可基準は「安全性」から「電力の安定供給」へと転換することになる。

さらには、原発を推進することで再生可能エネルギーの導入を一層阻害することになり、破局的と言われている気候危機の回避に向けて世界で広がる再生可能エネルギー100%への取組に逆行するものである。

よって、本市議会は国に対し、GX脱炭素電源法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様